

雇用保険受給資格者のみなさまへ

雇用保険失業認定日の特例措置について

ハローワークでは、新型コロナウイルス感染防止のため、多くの方が集まるイベント等（面接会、説明会、セミナー）の中止又は延期の措置を取らせていただいております。

失業認定につきましては、感染拡大防止のため、期間を限定した取扱いとして、以下のとおり原則「**郵送による失業認定**」を行うこととしますので、ご協力をお願いいたします。

【認定日の特例措置期間】

令和2年5月29日（金）までに失業認定日が指定されている受給者の方

【郵送による証明認定】

指定されている失業認定日当日から7日以内に「雇用保険受給資格者証」と「失業認定申告書」・「本人宛返信用封筒（返信用封筒に切手の貼付は不要）」をハローワークに郵送し失業の認定を受けてください。

なお、郵送にあたり、ハローワークへの事前連絡は不要です。

※ 失業認定申告書の備考欄に「**新型コロナウイルス感染防止のため安定所に来所困難**」と必ず記載してください。ハローワークで失業認定及び基本手当振込等の処理を行い、雇用保険受給資格者証と次回の失業認定申告書（支給終了となった方は雇用保険受給資格者証のみ）を郵便にて返送します。

なお、現在指定されている失業認定日に来所いただき、失業の認定手続きを行うことも可能です。例年4・5月はハローワークの窓口が大変混雑しますので、十分な感染予防対策をお願いいたします。

【求職活動実績について】

令和2年3月10日（火）から令和2年5月29日（金）までの期間が認定期間に1日以上含まれる方については、求職活動実績の基準を適用せずに給付を行うことができます。

※ 失業認定申告書の3欄、イ に○をし、「新型コロナウイルスの感染防止のため求職活動が行えなかった」と記入してください。

※ 当該理由にて求職活動が行えなかったことについてのアンケートをお願いする場合があります。

【その他留意事項】

- ・ 「受給資格者のしおり」をご確認いただき、失業認定申告書に記入もれがないようにお願いします。
- ・ 失業認定申告書を郵送される場合、失業認定申告書の「申告書を提出する年月日」は指定された認定日の日付をご記入ください。
なお、認定日の日付より前のご提出はできません。
- ・ 失業認定申告書の記載内容について、お電話で確認させていただく場合がありますので、備考欄に昼間に連絡可能な電話番号のご記入にご協力をお願いします。

感染拡大等の状況により、この取扱い内容の変更や期間が延長になる場合があります。随時情報を更新してまいりますので、ご確認をお願いします。

ご不明な点等は、受給しているハローワークにおたずねください。

※ 例年4月・5月は問い合わせが多いことや、今回の事態を受けての問い合わせ等でお電話が繋がりにくいことが想定されますので、ご了承願います。

宮城労働局職業安定部
職業安定課